

平成 27 年 10 月
国土交通省不動産課

「賃貸住宅管理業者登録制度に係る検討委員会」について

1. 趣旨・目的

賃貸住宅は住宅ストックの約 4 分の 1 以上を占めるとともに、約 8 割の貸主が管理会社に管理を委託するなど、賃貸住宅管理の重要性は高く、賃貸住宅の管理業務の適正化を図るため、平成 23 年 12 月に「賃貸住宅管理業者登録制度（以下「制度」という。）」を施行した。

制度に基づき登録を受けた業者（以下「登録業者」という。）は平成 27 年 8 月末現在で 3,689 業者にのぼる一方で、未登録業者も多数存在しており、また平成 28 年度中には制度の施行から丸 5 年を迎えることから、賃貸住宅の管理業務の適正化を一層推進するため、制度のさらなる普及促進を図るべく、普及促進方策の検討が必要となっている。

以上のことから、制度を巡る課題を整理し、制度の普及促進のために必要な改善策を取りまとめるとともに、今後の制度のあり方についても検討し、必要な論点整理を行うことを目的とし、本検討委員会を設置するものである。

2. スケジュール及び主な検討事項等（予定）

第 1 回検討委員会（平成 27 年 10 月）

- （テーマ）登録制度の現状・課題
- ・登録制度の現状について
 - ・アンケート調査結果について

第 2 回検討委員会（平成 28 年 1 月）

- （テーマ）登録制度の課題・改善策
- ・業界団体、オーナー団体のプレゼンテーション
 - ・改善策の検討における論点

第 3 回検討委員会（平成 28 年 2 月頃）

- （テーマ）今後の登録制度のあり方
- ・検討結果取りまとめ案
 - ・有識者からの提案（必要に応じ）
 - ・今後の登録制度のあり方について



「報告書」取りまとめ（平成 28 年 3 月）

3. 構成員

別紙「委員名簿」のとおり。

4. その他

- ・各委員の忌憚のないご意見を伺うため、本検討委員会の議事は非公開とする。
- ・配布資料及び議事概要は、会議終了後基本的に公表するが、座長の判断のもと、非公表とすることができる。
- ・報告書は、取りまとめ後公表する。